

助二百五十石千田少右衛門以下、二百石より五十石までの人々三十五名を載せたり。利常卿の時までは、鷹匠は皆侍組にて、相應の知行賜はりたる者のみなるを、綱紀卿の時に至り改革して、歩組の者となし、小頭のみ知行を賜はりけり。寛文十一年の土帳に、鷹匠組小頭二百石大平原右衛門・同百拾石丹羽惣兵衛と見え、國事昌披問答に、大平原右衛門に與力鷹匠と云ふ者有之。百石を三人に被下、切米に直し廿四俵宛にて、鷹匠の次なる者有之。源右衛門へは外に百石分與力被下。故に二人は鷹匠格の者を召し抱え、一人は足輕格に定め召し抱えたるよし見たり。大平原右衛門は利常卿の時より勤めし鷹匠の家なり。貞享二年寺町諏訪八幡由來書に、利常卿之時野村宗順・大平右京申上、御鷹爲御祈禱、當社を取立たるよし記載す。野村宗順・大平右京は、其の頃の鷹師にて、右京は源右衛門の父ならんか。又微妙公夜話錄に、或時鷹野に御出、晝時分御供人中へ菓子被下、何れも芝草の上に長り罷在。御鷹匠宇野七郎右衛門御鷹を据え長り罷在、膝脇に四・五寸許の竹筒あり。それを御覽被成、子小姓を以、何の用の竹筒哉と御尋也。

七郎左衛門殊の外迷惑の躰にて答へ兼ねるを、せりつき尋れば、小聲に成りて、此頃淋病を強く痛み、是をはめて罷出候へども、つくばひ申に付はづし置たるよし申候へば、御前近く御聞被成、扱々奉公に精を出し申者と御意候て、小判三兩賜りたり。とあり。此の宇野も子孫代々鷹匠にて、則ち鷹匠町に世々居住せり。又鷹匠は野邊を奔走し、或は夜据とて、暗夜にも燈火もなく鷹を据え夜行を勤めとなしけるゆゑに、怪異に逢へるなどの傳話多し。續咄隨筆に、鷹匠伊藤助三郎は、大ひたひ・京びんの大男、さもすさまじき恰好なりしが、或時鷹を据え、天神坂よりつるま谷前田美作守下屋敷の下茶毗場へ行懸りける處、助三郎風と心に思ふやう、田井村の邑長五兵衛がせがれ次郎吉方へ嫁を迎へる體也。いさや横の方へ廻り窓より覗かんと思ひ見居たりけり。頓て嫁來り、内の賑敷事いふ許なし。晝四つ時分の事なれば、近郷より柴・ほえ持ち出づる百姓ども助三郎を見て、をかしけれども男の恰好すさまじき故、いかにも恐ろしく思うて過ぎ行きけり。然る處へ跡より仲間ども鷹を据え來り見れば、助三郎茶毗場の燈籠に指にて穴を明け、一心不

亂に覗き居たる体を見て、詞をかけ何事にやといへば、だまれ聞えるると制しけり。仲間共合点ゆかず。夫れはつるま谷焼場の燈籠なりといふ時、助三郎本心になり、さては狐めに誑惑せられけり。甚だ無念なる事なりと後悔しけりとぞ。此の外にもかやうの怪談奇事共の傳話多かりしかど、悉く記載せず。

○鷹部屋古圖井鷹事略

下圖は延寶金澤圖に載之。鷹匠共の邸地に各姓名を載すとすへども、今略寫す。萬治三年の定書に、御鷹師居屋鋪御定歩敷之外に、爲鷹部屋并外架屋敷拾歩宛向後増被下候間、可被相渡と見え、其の以前は各第地に預け鷹を飼ひ置く定めなりしを、寛文の初め小立野へ鷹部屋を移されし時、鷹部屋は小頭の邸地邊に建てられたるもの也。寛文十一年の土帳に、大平原右衛門・丹羽惣兵衛兩人は鷹匠小頭と見え、右古圖に鷹部屋兩人の邸地邊にあるにて知らる。然るに元祿の金澤圖には、棟岳寺の向なる鷹部屋の地を明地となし。大平原右衛門が邸地も黒田甚助の邸地とす。されば源右衛門死後彼の鷹部屋をば、丹羽惣兵衛と邸地繼ぎなる

鷹部屋古圖

